

## 保育所利用申込みにおける注意事項の同意書

利用申込みにおける重要な事項です。各項目の内容を確認し、横の欄に✓を記入した上で同意の署名(保護者代表者)をしてください。

### ○共通事項

申請内容が事実と相違した場合は、認定及び利用決定の取消しや退所となることがあります。(申請後に変更があった場合も同様です。変更があった場合は必要な手続きを行ってください。)また、保育必要事由の要件は、 <u>利用開始(希望)月</u> において満たしている必要があります。	<input type="checkbox"/>
提出書類に不明な点がある場合は、ご家庭や職場等に問い合わせをすることがあります。	<input type="checkbox"/>
提出書類の写しは入所する施設へ提供します。また、必要に応じて、入所する保育施設や市役所内関係部署において児童の発達状況に係る情報を共有することがあります。	<input type="checkbox"/>
希望の保育施設等に空きがない場合は、保留となる(利用ができない)場合があります。	<input type="checkbox"/>
市民税の未申告等により、利用者負担額の算定に必要な課税情報が不明の場合は、最高階層であるものとして利用者負担額等を決定します。	<input type="checkbox"/>
保育施設の利用において配慮が必要な事項はありますか。→ ( <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない ) (持病の有無、薬の常時服用、発育・発達の遅れ等の懸念、アレルギー・宗教食の対応 等) ある場合は、「児童の健康調査」に内容を必ず記載し、受付職員に詳細をお伝えください。 申請において、これらの申し入れが無く利用決定し、入所後等にこれらの必要性が判明した場合には利用決定の取消しや退所となる場合がありますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>

### ○育児休業からの復職予定で申請される方

「直ちに復職希望」を選択した場合、+4 点の調整点を加えて利用調整されることから、復職の際に異なる会社に転職すると、この調整点が不当なものとなり、利用決定の取消しとなることがあります。育児休業からの復職での申請の場合は必ず元の勤務先に復職してください。	<input type="checkbox"/>
「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合、優先度を落として利用調整をすることから保留となる可能性が高くなります。しかしながら、利用希望施設の定員に空きが生じていた場合には、この選択をしても利用決定となることもあります。	<input type="checkbox"/>
2025 年 4 月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変更されます。詳細は厚生労働省 HP に掲載されていますので必ずご確認ください。また、この手続きにおいて、保育所利用申請書の写しが必要となっており、申請者(保護者)がこの写しをとって保管するよう案内されていますので、申請前に写しを必ずとっておいてください。 ※厚生労働省リーフレットでは、市町村窓口の受付印は不要と記載されています。	<input type="checkbox"/>

### ○妊娠・出産での申請される方

妊娠・出産認定は子の出産日から 56 日後の月末までとなり、原則退所となります。 ※育児休業認定は就労認定で利用決定を受けた方に限られます。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

### ○移行(転園)の申請をされる方

移行(転園)が決定した場合、元々在籍していた施設の枠に別児童の利用決定をするため、この決定を取消しする(元々在籍していた施設に戻る)ことはできません。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

### ○利用希望施設に認定こども園及び小規模保育事業施設が含まれる方

これらの施設では、市が決める保育料や給食費以外に入園金や例月必要な金額(上乗せ徴収)があります。各施設に必ず連絡し金額等について確認の上、申請してください。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

上記内容について確認し、同意しました。

署名(保護者代表者)